

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月22日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎



専決第7号

伊予市双海町内において発生した衝突事故に係る相手方との和解及び損害賠償の額の決定について

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月27日

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 和解の相手方

[Redacted]

2 事故の当事者

(1) 甲 和解の相手方

(2) 乙 [Redacted]

(3) 丙 八幡浜市

3 和解の内容及び損害賠償の額

(1) 令和5年2月8日午前11時47分ごろ、伊予市双海町高岸1227番地2先路上（国道378号上）において、丙職員が運転する公用軽乗用車が国道に向けて右折していたところ、国道を直進中の乙が運転する車両（以下「乙車」という。）と衝突した。この衝突により乙車が対向車線に押し出され、同車線を走行中の甲が運転する車両（以下「甲車」という。）と衝突し、甲車に損害を与えた。

このため、過失割合を乙が1割、丙が9割とし、乙は甲車に係る損害額の1割を甲に、丙は同損害額の9割を甲に、それぞれ支払う。

(2) 甲乙丙とも、この件に関して今後いかなる事情が発生しても、その余の請求は行わない。

(3) 損害賠償の額 88,357円

